

平成28年度第5回土佐町農業委員会

1. 開催日時 平成28年10月28日 午前9時～午前9時45分
2. 開催場所 土佐町役場第1会議室
3. 出席委員 (12名)

高石裟治夫・窪内康夫・細川盛次・近藤卓士・和田勇・長野直樹
和田正夫・仁井田亮一郎・伊藤弘康・西村美佐江・伊藤正枝
澤田順一・永野博隆

4. 欠席委員 細川盛次・川井高廣

5. 職務による出席者 農業委員会事務局 書記 秦泉寺理恵

6. 議事日程

議案審議

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第4条による許可申請 |
| 第2号議案 | 非農地証明について |
| 第3号議案 | 農業振興地域整備計画変更にかかる農用地区域変更協議について |

その他

7. 会議の次第

事務局 秦泉寺：おはようございます。平成28年度第5回土佐町農業委員会総会を始めたいと思います。本日欠席の連絡をいただいているのは細川委員、川井委員です。近藤委員は少し遅れるそうです。事務局長は出張のため欠席です。それでは会長、お願ひします。

会長：おはようございます。それでは平成28年度の第5回土佐町農業委員会総会を開会します。本日の会議録署名委員の指名を行います。14番の永野博隆委員、2番の窪内康夫委員の2名を指名致しますのでよろしくお願ひします。続きまして議案審議に入ります。第1号議案農地法4条による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 秦泉寺：第1号議案農地法4条による許可申請について説明します。資料1ページ目に概要を記載し、2ページ目に位置の参考図を付けております。申請人は[REDACTED]、[REDACTED]さん。土地は[REDACTED]、地目 田、147平方メートルです。本件は前回の農業振興地域整備計画変更にかかる農用地区域変更協議で、農業振興地域の農用地区域内農地、いわゆる農振農用地から除外申請があった分で、除外の手続きが終了し、農地からの転用の申請を行なうものです。転用目的は太陽光発電設備の設置です。申請地は大雨時には冠水し土砂の流入があり農地として維持していくことが難しく、太陽光発電設備をパネルの高さを通常よりあげて設置することです。申請人は農地の転用手続きが必要であることを認知しておらず工事を途中までしており、始末書の提出を受けております。隣接農地は申請人の農地であり、周囲の耕作には影響がないと思われます。立地基準、書類、現地確認等の結果、許可できる案件であると判断致します。なお、転用の申請については、町の農業委員会の意見を付けて県に進達し、県知事の許可となります。以上です。

会長：この件について質疑ありませんか。場所は国道を学校から西へ行った方です。

伊藤委員：パイプの強度は持つのでしょうかね。

会長：以前、そういった関係の電気工事とかの仕事をしていたので、本人が架台の工事をするそうで

す。見識はあると思いますが。

永野委員：電気屋だったと思います。

伊藤弘康委員：電気は引き込んでいるのですか。

伊藤正枝委員：川の向こう側に電力の電線があります。

会長：他に質疑ありませんか。

他委員：なし。

会長：無いようですので採決をします。この件について許可することに異議ございませんか。

他委員：異議なし。

会長：異議なしと認めます。よって本件は許可することに決定しました。続いて第2号議案非農地証明について説明してください。

事務局 秦泉寺：第2号議案非農地証明について説明します。位置図は資料3ページ目です。申請人は[REDACTED]、[REDACTED]さん。土地は、[REDACTED]、地目畠、現況 宅地、112平米。転用された時期は昭和50年頃で、申請人の前の所有者で申請人のお父さんが宅地として使用しています。非農地証明後は地目変更登記の予定です。場所は旧森中学校のグランドの上段で、大谷の集会所の奥側です。非農地証明は、耕作不適や不便などやむを得ない事情により10年以上の間耕作が放棄された土地、転用された土地は転用事実行為から20年以上経過していることが証明できる基準となっています。今回は20年以上経過しております。書類審査、現地確認の結果、非農地証明ができる案件であると判断しております。担当委員さんの近藤委員と現地確認済みです。以上です。

会長：この件について担当農業委員の近藤さんから補足説明がありますか。

近藤委員：ありません。

会長：この件について質疑等ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、質疑を終わります。非農地証明について本件の採決を行います。この件について証明することに異議ございませんか。

他委員：異議なし。

会長：異議なしと認めます。よって本件は非農地として証明することに決定しました。次の件について説明してください。

事務局 秦泉寺：2件目について説明します。位置図は資料4ページです。申請人は[REDACTED]、[REDACTED]。土地は、[REDACTED]、地目 畠、現況 農業用施設用地、8,794平米のうち7,174平米。8,794平米のうち1,620平米は畠です。申請地は土佐町堆肥センターで転用された時期は平成11年です。建築時に堆肥センターが農業用施設のため転用手続きが抜かっておりました。現況は堆肥の発酵槽、資材置き場が申請地にあり、地目山林の隣接の地番に発酵槽の一部、製品置き場等があります。今回、発酵槽を増設する計画があり、農地からの転用手続きをされてないことが判明し、転用後概ね20年経過しており、今後も引き続き堆肥センターとして使用されることから非農地証明を申請しています。非農地証明後も借地のため地目変更登記の予定はありません。非農地証明ができる基準を概ね満たしており、書類審査、現地確認の結果、非農地証明ができる案件であると判断しております。以上です。

会長：この件について担当農業委員の澤田委員さんから補足説明がありますか。

澤田委員：ありません。

会長：この件について質疑等ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、質疑を終わります。本件の採決を行います。この件について証明することに異議ございませんか。

他委員：異議なし。

会長：異議なしと認めます。よって本件は非農地として証明することに決定しました。第3号議案、農業振興地域整備計画変更にかかる農用地区域変更協議について説明お願ひします。

事務局 秦泉寺：第3号議案、農業振興地域整備計画変更にかかる農用地区域変更協議についてについて説明します。農業振興地域整備計画は町の農業振興施策の方針や農業振興地域の農用地区域内農地、いわゆる農振農用地を指定している計画です。土佐町の農業振興地域は山林部分を除いた農地がある所は大半が農業振興地域で、その中で1筆ずつ農振農用地を指定しています。農振農用地は農地として守るための位置づけですが、今回は通常の個別の除外申請2件と、全体見直しとして編入と除外を行いたいため、町長より農業委員会に適当であるか協議されています。まず、個別案件について説明します。1件目について、申請人は

さん。土地の所有者は
さん、
さん相続人代表
さん。土地は
地目 畑、面積461平米のうち16.10平米。位置図は資料5ページです。携帯電話無線基地局に転用です。場所は白石地区へ下りていく道沿いです。携帯電話無線基地局については農地法施行規則第15条の農地の権利移動の制限の例外により農地法5条第1項の農地転用許可は不要ですが、農振農用地からの除外は必要となっています。例外規定により届出後直近の除外受付となり、工事は終了しております。以上です。

会長：この件について質問ありませんか。

委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。個別案件1件目の除外について異議ございませんか。

他委員：異議なし。

会長：異議なしと認めます。異議なしと回答することに決定しました。次の説明お願ひします。

事務局 秦泉寺：2件目について説明します。2件目も1件目と同じ携帯の基地局です。請人は
さん。土地の所有者は
さん、
さん相続人代表
さん。土地は
地目 畑、面積100平米のうち16.53平米。位置図は資料6ページです。場所は地蔵寺の小学校の体育館の前です。例外規定も1件目と同様で、工事も終了しております。以上です。

会長：自分の家の真ん前です。この件について質問ありませんか。

近藤委員：工事が終わっているのを見ました。

会長：この件について質問ありませんか。

委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。個別案件2件目の除外について異議ございませんか。

他委員：異議なし。

会長：異議なしと認めます。異議なしと回答することに決定しました。次の説明お願ひします。

事務局 秦泉寺：全体見直し分について説明します。土佐町では5年ごとに全体見直しをしています。平成28年2月に全体見直し分を町農業委員会へ協議をしておりましたが、その後、県との協議で県の方針が近く変更されるということで延期をしていました。計画本文案は2月から変更ありません。編入除外について資料は農振農用地への編入と除外にわけています。資料の表の欄外の数字は大字ごとの小計を入れています。編入については農振農用地に編入する農地が87,934m²です。面積の大きい瀬戸の分はゼンマイ山です。編入一覧は資料7ページです。除外については、近年の農地利用状況調査の結果で農地への復元が困難な林野化しているものなど128,860平米です。除外一覧は資料8ページ以降です。除外分については、計画変更の公告後、農業委員会として非農地化の判断をする予定です。なお、一覧表にあるものは、新任の農業委員さんの担当区については、前任の農業委員さんが現地を確認済ですので再度の現地確認は不要です。全体見直し分ですので一括で計画の変更について協議ください。以上です。

会長：この件について質問ありませんか。ちょっと注意をしておかなくてはいけないと思いますが、現況は林野化しているとありました、減反の関係では田の面積に算入されていると思います。これが非農地と判断してしまうと減反割合の面積に影響があるのではないかと心配します。TPPも控えて米も自由化すると言っているので減反政策もないとは思います。

事務局 秦泉寺：編入と除外を差し引きすると4ヘクタールほど減ることになりますが、今の転作の考え方で行くと、水田面積を拾っていますので、あまり影響は大きくないと思われます。他の事でも農林業センサスの面積を基にすることが多いです。

仁井田委員：資料7ページの瀬戸の編入の分については、3ヘクタール分のは下瀬戸にあるゼンマイ山のすべてということではないですか。

事務局 秦泉寺：すでにゼンマイ山の一部については農振農用地に入っていて、今回はそこに隣接するゼンマイ山がある地番の分です。

仁井田委員：ここは部落の共有地で所有者が複数いると思いますが、構わなければ名前を教えてもらいたいです。

事務局 秦泉寺：名義は部落名ではなかったと思いますが、共有地ではあります。今、手持ちの資料がありませんので後でお知らせします。

会長：編入した農地については中山間直接支払制度に今年から入れますね。

事務局 秦泉寺：瀬戸の分については、協定の役員の[REDACTED]さんから中山間地域等直接支払に入れたいと相談があった分です。所有者の方々には編入について[REDACTED]さんの方から了解を取っているということです。

会長：中山間地域等直接支払の役員をされている方は留意願います。持ち分があつて毎年のように場所が変わると大変ですね。

仁井田委員：なかには中山間の制度に入らない人もいるようです。

窪内委員：そういう場合は5年は変わらずにした方がいいですね。

事務局 秦泉寺：ここは持ち分が変わったりはしないそうですが、[REDACTED]さんとは話もできています。

会長：他に質問はありませんか。

委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。見直し分の編入除外について異議ございませんか。

他委員：異議なし。

会長：異議なしと認めます。異議なしと回答することに決定しました。その他の件で事務局からありますか。

事務局 秦泉寺：その他の件で事務局からです。机に上期の費用弁償が発生する方については支払の通知を置いていますのでご確認ください。それから、次回の農業委員会は、案件がある場合は11月23日の産業祭の日に基幹集落センター、農協の2階で町勢功労者表彰式の終了後、奥の研修室で開催します。表彰式は9時からです。表彰式の案内は総務企画課より別途郵送予定です。30日予定の集落営農視察研修は延期です。日程が決まりましたら、また案内をします。

会長：みなさん23日の予定をしておいてください。私のほうからみなさんにお伺いしたいことがあります。秋が終わって田んぼなどでもみ殻や残渣などを焼いたりすることがあると思いますが、担当区の地蔵寺周辺で残渣を野焼きして、家も近くにあって風向きで苦情があつたりします。南国市は野焼きが禁止されていると思いますが、みなさんの所では苦情などは耳に入ってきませんか。

近藤委員：自分の所ではクレームは聞いてないですが、3年前までは消防に務めておったので、何とかは火事になつたり出動したりしたことがあります。昼間火をつけたら火が見えなかつたりとかで危険だと思うときがあります。

和田委員：焼くときには消防へ連絡をするようになっています。

近藤委員：連絡をくれていたら、例えば対岸から煙が見えて通報があって火事かどうかの判断がつき

ます。連絡を入れることは大事だと思います。

会長：うちの場合はナスを引き上げたあとのを焼いたとか。田ではないが庭先で焼いたとか。区長に言ってくれと言ったが、区長では話にならないと農業委員に言ってきました。法的に土佐町では規制がありますか。消防では連絡をしてくれと。

近藤委員：天候と消火の人とは考慮するよう注意している。

会長：名高山であったのも野焼きでしょ。

永野委員：そうです。

会長：農業委員会として告知ができないものか意見をお伺いしたかったのです。ナスとかキュウリのを集めて焼こうとしてもくすったりしますね。

近藤委員：民家の近くは怖い場合もありますね。

澤田委員：例えば農業振興地域に移住してきた人がそういったことを言われても、農業者からしたら困る場合もあるんじゃないでしょうか。他の地域では、近所の家に言ってからする場合もあるらしいですが。

長野委員：有害物質は焼くのは絶対ダメですけどね。

会長：今日、すぐに答えが出るとも思ってないですが苦慮しております。

仁井田委員：法的にはだめなのですか。

事務局 秦泉寺：廃棄物の野焼きはだめですが。

和田委員：町では火入れ条例を作っています。

会長：残渣は生ごみで出すとか。

澤田委員：自分は堆肥センターに近いので持ち込んでいます。何人かは一日に何往復もして持ち込んでいる人もいます。

窪内委員：消防にも届けてもらうと注意するようにしたらどうでしょう。

会長：たぶん、消防のことと煙で洗濯物が臭くなるとはまた別問題なのでしょうね。

長野委員：米の乾燥機の音やほこりも同じですね。

会長：行政か地域か農業委員会なのか、どこの管轄のことか難しいですね。他にありませんか。

仁井田委員：先程の農業振興地域のことに関連して1つ紹介です。林野庁で山村多面的機能発揮の補助事業があって、25年度から始まっています。里山の環境保全なんかに交付金が出たりして、その中で資源利用タイプというのがあって林産物のシキミ・サカキやゼンマイが対象になります。地目が山林や原野で0.1ヘクタールから対象になって1反当たり1万6千円の交付金があります。ゼンマイ山では中山間直払いより高い単価です。何に使えるかというと草刈りの人工費や共同作業の人工費に使えます。土佐町でもゼンマイの面積は結構あると思います。国・県のお金が町を通さずにそのまま組織に入ります。町としてはあまりタッチしていなかった事業で、下瀬戸についてもこちらの方が金額的にもよかつたのではないかと思います。この事業を検討しているときにはすでに中山間の話が進んでいたのでこの事業利用にはなりませんでしたが。

会長：中山間の場合は個人の耕作面積に対しての交付という考え方があるので、違いもあるでしょうね。林産物については直接農業委員会では話しませんが、利用したい方は留意してください。

事務局 秦泉寺：補足ですが、下瀬戸のゼンマイ山は既に農振農用地に入っている所があって、林野庁の方には農振農用地では交付対象外となってしまいます。除外も困難なため農振農用地に編入し中山間直接支払制度に追加するとなりました。

会長：能地と有間の方は農振農用地でないので林野庁の取り組みができるかもしれません。他に何がありますか。

他委員：なし。

会長：無いようですので、本日の第5回農業委員会総会を閉会します。

土佐町農業委員会長

高石義治夫

議事録署名委員

永野博隆

議事録署名委員

笠内康夫